

個別特約

<「ほのぼの」シリーズ online プラットフォーム 使用許諾>

最終改定日：2024年11月26日

山形県南陽市和田3369番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

本特約は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）がおお客様に対して提供する「ほのぼの」シリーズ online プラットフォーム（以下、本特約においてのみ「本サービス」という。）の使用を許諾する契約条件を定めたものです。当社は、おお客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本サービスの使用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとします。

第1条（用語の定義）

本特約では、用語について、以下の各号に定めた意味で解釈します。

- （1） 「アプリケーション」とは、当社が開発した「ほのぼの」シリーズ各アプリケーションソフトウェアのうち、仕様書に定めるものをいいます。
- （2） 「本サービス」とは、当社がおお客様に、アプリケーションをインターネット上で動作させるために必要となる環境を使用許諾するサービスをいい、「ほのぼの」シリーズ online プラットフォーム、を指します。本サービスの仕様は、仕様書に定める通りとします。
- （3） 「仕様書」とは、当社が別途定める「ほのぼの」シリーズ online プラットフォームサービス提供仕様書をいいます。
- （4） 「使用許諾契約」とは、おお客様が本サービスの提供を受けるために当社と締結する使用許諾契約をいいます。
- （5） 「サービス提供設備」とは、当社がおお客様に本サービスを提供するため、インターネット上に設置および維持する設備をいいます。
- （6） 「おお客様事業所」とは、おお客様が本サービスの提供を受ける場所をいいます。
- （7） 「接続端末」とは、おお客様がサービス提供設備にアクセスするために使用するコンピュータ（CarePalette を利用するためのタブレット端末および DBIF に接続するサーバ機器等も接続端末に含まれます。）をいいます。
- （8） 「ライセンス」とは、おお客様が本サービスの提供を受ける権利をいいます。
- （9） 「ライセンス通知書」とは、おお客様のライセンスに関する使用权の許諾内容（数量、有効期間、対象となるアプリケーション等）を明記し、当社がおお客様に交付する書面をいいます。

- (10) 「認証情報」とは、サービス提供設備へのアクセスが正当、かつ、有効なライセンスを許諾されたお客様の接続端末によるものか認証するため、当社がライセンスの許諾先であるお客様に提供する ID、パスワード等の符号、および電子証明書(クライアント証明書)の組合せをいいます。
- (11) 「お客様データ」とは、お客様がサービス提供設備に送信、登録する情報をいいます。
- (12) 「外部アプリケーション」とは、「ほのぼの」シリーズとデータ連携するソフトウェアで、かつ、「ほのぼの」シリーズに含まれないソフトウェアをいいます。
- (13) 「DBIF」とは、「ほのぼの」シリーズ 介護保険法対応版 ほのぼの NEXT が具備するインターフェースのうち、DBIF 用SQL 命令ファイルの内容に基づき、外部アプリケーション向けにデータベース内部のお客様データを出力するインターフェースをいいます。
- (14) 「DBIF 用SQL 命令ファイル」とは、DBIF が出力すべきお客様データの条件を「ほのぼの」シリーズ 介護保険法対応版 ほのぼの NEXT に命令するために当社所定の仕様に準拠して作成されたファイルをいいます。
- (15) 「サポートページ」とは、お客様による本サービスの使用を支援する目的で、当社がインターネット上に設置する本サービスのポータルサイトおよびお客様専用の Web ページをいいます。
- (16) 「サポートセンター」とは、当社がお客様に本サービスのサポートを提供するために運営または指定するサポートセンターをいいます。

第2条 (ライセンス)

- 1 当社が本サービスのため提供可能なライセンスの種類および詳細は、仕様書に規定された通りです。ライセンスには、アプリケーションの動作環境を提供する本サービスの利用権のみ含まれ、アプリケーションのソフトウェア使用権は含まれません。本サービス上でアプリケーションを使用するためには、ライセンスに加え、別途アプリケーションのソフトウェア使用権が必要です。
- 2 当社は、ライセンスを直接または販売店を通じて購入頂いたお客様に対して、ライセンス通知書を交付します。ライセンス通知書は、お客様に許諾されたライセンスの内容をお客様が当社に証明・対抗できる唯一の手段とします。
- 3 仕様書に表記の通り、ライセンスには1年間または5年間の有効期間があります。お客様のライセンス毎に本サービスを利用できる具体的な期間は、お客様に交付するライセンス通知書に表記された当該ライセンスの有効期間の通りです。ただし、利用規約の定めに基づき当社がライセンスを失効させた場合は、その時点でライセンスの有効期間は終了します。
- 4 仕様書に表記の通り、ライセンスの種類毎にお客様が本サービス上で利用できるアプリケーションの範囲は限られます。お客様のライセンス毎に本サービス上で利用できる

アプリケーションの範囲は、お客様に交付するライセンス通知書に記載された通りとします。

- 5 お客様は、有効なライセンス1本毎に1台の接続端末からサービス提供設備に接続し、本サービスを使用することができるものとします。なお、ライセンスは、その種類により、次の各号に規定の接続端末固定型ライセンスか同時アクセス型ライセンスの何れかに該当し、同一のライセンスを識別する電子証明書を同時にインストールできる接続端末の台数が異なります。

(1) 接続端末固定型ライセンス

ライセンスが本号のライセンスに該当する場合、お客様は、同一のライセンスを単一の接続端末でのみ利用でき、同一のライセンスを識別する電子証明書を異なる複数の接続端末にインストールすることはできません。ただし、接続端末の変更（従前の接続端末から電子証明書をアンインストールした上、異なる1台の接続端末に電子証明書を新たにインストールすること）を制限するものではありません。

(2) 同時アクセス型ライセンス

ライセンスが本号のライセンスに該当する場合、お客様は、同一のライセンスを複数の接続端末で共用でき、同一のライセンスを識別する電子証明書を異なる複数の接続端末にインストールすることができます。ただし、この場合であっても、同一のライセンスの認証情報に基づき本サービスを同時に利用できる接続端末は1台に限られます。

- 6 お客様は、本サービスの提供の対価として、ライセンスの代金を必要数、ライセンス購入先である当社または販売店に別途支払うものとします。

- 7 本サービスの提供には、当社がお客様に対して次の各号に定めた役務を提供することは含まれないものとします。当社が、当該役務の提供について、お客様と合意をした場合といえども、当該役務の対価はライセンスの代金とは別途有償とし、お客様は当該対価を当社または販売店に事前に支払うものとします。なお、本項は、当社がお客様に対して当該役務の提供を保証するものではありません。

(1) 利用規約に定める利用環境の準備・維持

(2) 本サービスまたはアプリケーションの操作説明

(3) 当社が作成・交付する認証情報の再作成・交付

(4) 外部からサービス提供設備への情報入力

(5) サービス提供設備から外部への情報出力

(6) 外部アプリケーションに関連する役務（開発、保守、運用支援、サポート、教育指導、および調査等を含みますが、これらに限りません）

(7) DBIF用SQL命令ファイルに関連する役務（開発、保守、運用支援、サポート、教育指導、および調査等を含みますが、これらに限りません）

(8) お客様事業所へ訪問して行う一切の業務

(9) その他本特約および仕様書に明記されていない一切の業務

第3条 (契約の成立)

- 1 使用許諾契約は、利用規約および本特約の全ての条件をその契約条件として、お客様に許諾された何れかのライセンスの有効期間が開始した時点で当社とお客様の間で有効に成立します。
- 2 お客様が利用規約および本特約の条項の何れかにでも同意できない場合は、ライセンスの有効期間の開始日までに当社に書面で通知しなければならないものとします。この場合、使用許諾契約は成立せず、お客様は本サービスを使用することができないものとします。
- 3 お客様が本条第2項の通知を行わず、ライセンスの有効期間の開始日が到来した場合、当該時点をもって当該ライセンスに基づく当社とお客様との使用許諾契約が有効に成立したとみなすものとします。なお、お客様は、使用許諾契約を締結しなかった場合であっても、ライセンス代金の支払債務から免れないものとします。また、この場合、当社および販売店は、受領済のライセンス代金を返還する義務を負わないものとします。

第4条 (使用許諾契約の終了)

- 1 使用許諾契約は、お客様に許諾された全てのライセンスが失効した時点で終了するものとします。
- 2 お客様は、使用許諾契約が終了した場合、サービス提供設備にアクセスできなくなり、かつ、本サービスを利用できなくなることに同意します。当社および販売店は、その結果としてお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。
- 3 当社は、使用許諾契約が終了した後、遅滞なくサービス提供設備からお客様データを消去するものとします。ただし、バックアップの一環として保管している情報で削除することが実務的に困難なものについてはこの限りでないものとします。当社および販売店は、かかるお客様データの消去に伴ってお客様に生じた不利益について何ら責任を負わないものとします。

第5条 (本サービスの提供)

- 1 お客様は、ライセンスの有効期間において、週7日、一日24時間、お客様の法人内利用の目的に限り、本サービスを利用することができるものとします。ただし、本項は本サービスが無停止であることを保証するものではありません。
- 2 当社がお客様に本サービスの利用を認める地域は日本国内とします。お客様は、日本国外において本サービスを利用してはならないものとします。
- 3 当社は、お客様による本サービスの利用を支援するため、個別特約<「ほのぼの」シリーズソフトウェア サポート利用規定(使用权パック)>に定める標準サポートを提供します。

4 当社は、本サービスに関する保守、運用、または技術上の必要性に応じて、お客様データに対する監視、分析、調査等の行為を行うことができるものとします。ただし、本項は当社にこれらの義務を負わせるものではありません。

第6条（お客様データの取扱い）

1 当社がお客様用のデータベースファイル内に格納されたお客様データを閲覧等により取得または第三者に提供することは原則的にありません。ただし、次の各号の何れかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) お客様の承諾に基づき本サービスの提供に必要な調査等を行う場合
- (2) 権限ある官公署からの要請または法令に基づく取得・提供等が必要な場合

2 本条の定めは、使用許諾契約終了後も期間の定めなく有効に存続するものとします。

第7条（保証）

当社は本サービスで実現される品質・性能について、DBIF の出力処理、データ転送処理に要する時間の保証も含め、何らの品質・性能保証も行わないものとします。当社は、本サービスの品質・性能を維持するため最大限の努力を行いますが、当社が本サービスで実現すべき品質・性能は、お客様に現実に提供される品質・性能をもって全てとします。

第8条（損害賠償）

使用許諾契約に違反したことにより当社が負うべき損害賠償責任は、次の各号の何れか少額の金額をその上限とします。

- (1) ライセンスの代金（月額相当額）×損害賠償請求の原因となった本サービスの提供義務違反が存在した月数
ライセンスの代金（月額相当額）とは、ライセンスの代金をライセンスの有効期間の総月数で除して得られる金額とします。
- (2) ライセンスの代金

（条項は以上）